

付則 15 モトクロス競技規則 (235 ページ～)

4 レース中の公式シグナル (合図)

(イエローフラッグの意味、適用区間、注意点)

| シグナル                  |   | 意味   |
|-----------------------|---|--|
| 赤旗                    |   | レース時全員走行停止・スタート時、フライングのためスタートやり直し  |
| 黒旗と黒地に白文字でゼッケンを記したボード |   | サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。  |
| 黄旗                    |   | 速度を大幅に減速、停止準備、追い越し禁止、大幅に減速してジャンプを通過すること  |
|                       | 静止  | この先に転倒または事故現場がある   |
|                       | 振動  | 転倒、事故発生場所又は事故発生場所の直前フラッグポストを示す   |
|                       |   | ※静止提示～振動～転倒・事故発生場所を通過した区間までを適用範囲とする。黄旗振動場所を過ぎても、転倒及び事故発生場所を過ぎるまでは、速度を大幅に減速して、いつでも停止できる状態で走行しなければならない、追い越しは禁止される。 |
| 青旗 (振動)               |   | 警告、ラップされようとしている  |
| 緑旗                    |   | レーススタート時におけるコースクリアを示すため、およびエンジン始動の合図に使用される場合がある。   |
| チェッカー旗 (白黒)           |   | レース終了  |
| 白旗                    | 静止 (ゴールラインで提示)  | コース内のどこかで救護活動が行なわれている。   |
|                       | 振動 (救護現場で提示)  | 救護活動場所を示す。   |
|                       | 黄旗とともに白旗を振動させて、後続者に知らせる。白旗振動が提示されている場所 (救護活動場所) 付近では細心の注意を払い、すぐ停止できる速度まで減速して通過すること。救護員が危険にさらされたと判断される様な速度で通過した場合は、そのライダーに罰則が与えられる場合がある。 |  |

付則 15 モトクロス競技規則 (245 ページ～)

31 抗議

- (1) 車両分解検査における作業工賃を部品別に、一律に金額が設定された。
- (2) 車両分解を要する抗議は、決勝レース (ヒートⅡ) が終了し、暫定結果発表の後に対応することが明記された。

車両の分解が必要とされる場合は、決勝レース (2 ヒート制の場合はヒートⅡ) 暫定結果発表後に行う。

車両の分解に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要する費用は下記とする。

| 分解内容                  | 2ストローク | 4ストローク |
|-----------------------|--------|--------|
| カムシャフトまわり分解           |        | 1.5万円  |
| シリンダーヘッド分解 (バルブ分解含まず) | 1万円    | 2万円    |
| シリンダーヘッド分解 (バルブ分解含む)  |        | 3万円    |
| 腰上分解 (シリンダー、ピストン分解含む) | 2万円    | 4万円    |
| 左右カバーおよびエンジン電装類分解     | 1.5万円  | 1.5万円  |
| エンジン全バラ (クランクケース分解含む) | 5万円    | 10万円   |

※上記費用には作業工賃およびガスケット類等の消耗品の値段を含む。

## 付則 16 全日本モトクロス選手権大会 特別規則 (247 ページ～)

### 4 開催部門・クラス

全日本モトクロス選手権シリーズにおける計測システム・オペレーター、エントリー窓口・エントリー方法は、MFJ モトクロス委員会の示す統一の方法で行われる。

- 全日本モトクロス選手権シリーズ（全戦）のエントリー先  
BEREX（ビレックス） 〒729-3102 広島県福山市新市町相方 2472 ☎0847-44-0036  
Web エントリー <http://entry.eigy.co.jp/berex/>
- 全日本モトクロス選手権シリーズ（全戦）の計測業務  
マックスブレイン 〒649-7202 和歌山県橋本市高野口町伏原 834-1207 ☎0736-42-5226

(1) これまでの大会ごとのエントリー制度に加え、「年間エントリー制度」が、IA、IB、レディース参加選手に対し、新たに設定された。

エントリー用紙のダウンロード <http://www.mfj.or.jp/user/contents/shinseisyo/shinseisyo-alljapan.html>

※年間エントリー者にはのみ、大会開催期間の（金）に専用の選手受付時間を設定し、対応します。

## 付則 16 全日本モトクロス選手権大会 特別規則 (248 ページ～)

### 9 レースアドバイザーの役割

2018 年度全日本モトクロス選手権シリーズのレースアドバイザーの紹介

- 熱田 高輝（あつた たかてる）氏  
1975 年 8 月 29 日生まれ（42 歳） 宮城県出身  
1996 年スーパークロス部門 250cc シリーズチャンピオン  
ワークス歴 Team SUZUKI
- 北居 良樹（きたい よしき）氏  
1983 年 10 月 8 日生まれ（34 歳） 大阪府  
2005 年 IA2 クラス（ランキング 4 位）/2007 年 IA1 クラス（ランキング 5 位）  
ワークス歴 Team SUZUKI



## 9 レースアドバイザーの役割

全日本モトクロス選手権シリーズの競技運営を平準化並びに競技の安全・公平・モラル向上を目的とし、MFJはレースアドバイザーをシリーズ全戦に派遣し、以下の役割を担う。一貫性のある判断を行う必要から基本的に同一人物がシリーズを通して任にあたる。

- 9-1 全日本選手権シリーズの平準化の為大会期間中のレース運営や判断・違反行為の判定に対し大会審査委員会及び競技監督へ下記助言を行う。
- 9-1-1 コースに関する事
  - ・コースの安全向上に関する助言（観客安全・選手の安全）
  - ・コース役員の配置場所に関する助言
  - ・コース変更・整備に関する助言
- 9-1-2 競技運営に関する事
  - ・選手の違反行為の判断・判定についての助言
  - ・競技役員の不適切な対応に関する助言
  - ・タイムスケジュール変更等に関する助言
- 9-1-3 指導に関する事
  - ・オフィシャルミーティング、ライダーズブリーフィング等における安全面や競技面に関する指導
  - ・危険走行者への注意および審査委員会への上申
  - ・選手、ピットクルーのマナーアップへの指導
- 9-1-4 すべてのエントラントは、レースアドバイザーからの指示を遵守しなければならない。

## 付則 16 全日本モトクロス選手権大会 特別規則 (252 ページ～)

### 15 車両検査

業務簡素化の為、IA1、IA2 の音量測定に対応方法が変更された。

- 第 1 戦 …… 出場全車、事前音量測定を行う。(これまで通り)  
→ 合格したサイレンサーにマーキング (ゼッケン番号の記載は廃止) を行う。(スペアも含む)
- 第 2 戦以降 …… IA1、IA2 の選手受付時に抽選を行い、音量測定対象者を選定する。  
→ 過去音量測定を受けたマーキングの無いサイレンサーを使用する場合は、抽選対象でなくとも音量測定を受けなければならない。(初めて出場する者、初めて使うサイレンサー)
- 国際 B 級、レディースクラスは、予選出走前にスタート前チェックでペイントが付けられ、予選通過者 (リザーブ含む) に対し、出走前にペイントが付けられたサイレンサーに対し音量測定を行う。(これまで通り)
- IA1、IA2、IBOPEN、レディースクラスは、決勝レース終了後に 1 位～6 位を車両保管し、音量測定を行う。(これまで通り)
- 事前音量測定受付時間に、希望者は音量測定を受けることができる。(車検長の許可が必要)

## 付則 16 全日本モトクロス選手権大会 特別規則 (253 ページ～)

### 17 コースの下見

コースの下見を行う場合の規則が新たに設定された。

## 17 コースの下見

- 17-1 競技開始前 (最初のクラスの公式練習開始) まで、昼休み時間内、競技終了後 (最終クラスのレース終了後、バックマーシャルが通過した後) に限りコース内での下見を許可する。
- 17-1-1 主催者に認められた者、競技役員を除き、コース内で下見ができる者 (コースに進入する者) は、MFJライセンス所持者のみとする。身体の前面に有効なMFJライセンスを装着しなければならない。
- 17-2 予選・決勝レースのインターバル (前レース終了後バックマーシャルが通過してから、タイムスケジュールに明記された次レース開始時刻までの間をさす) は、当該競技会に出場しているライダーまたはピットクルーに限り、コース内での下見を許可する。
- 17-2-1 コース内に入る資格を有するライダーまたはピットクルーは、有効なMFJライセンスおよび当該競技会主催者から与えられたパス (またはリストバンド) を身体の前面に装着しなければならない。
- 17-3 如何なる場合においても、競技役員・主催者運営スタッフにコースからの退出を指示された場合は、速やかに退出しなければならない。
- 17-4 コースの下見をする際、レース進行の妨げになってはならない。
- 17-5 競技進行に弊害が生じたと主催者が判断した場合、または資格の無い者がコースに入った場合等は、主催者の権限により、下見を禁止する場合がある。

## 付則 16 全日本モトクロス選手権大会 特別規則 (253 ページ～)

### 18 フリープラクティスおよび公式練習

公式練習で走行できる車両は、当該競技会に出場することを許可された車検合格済の車両のみとする。

## 付則 16 全日本モトクロス選手権大会 特別規則 (256 ページ～)

### 20 スタート

自分のスタートエリア外から土等を搬入する行為は、禁止する。

## 付則 17 モトクロス 基本仕様 (267 ページ～)

### 4 燃料、燃料／オイルの混合液／冷却水

- 4-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなくてはならない（AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される）。
- 4-2 競技に使用できるガソリン  
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致していなくてはならない。
- 4-2-1 競技に使用できるガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 4-2-2 競技に使用できるガソリンは下記のMFJの定める仕様（無鉛ガソリン）に制限される。
  - 4-2-2-1 鉛は含有されていないこと。
  - 4-2-2-2 リサーチオクタン価が101.0 (RON) 以下、モーターオクタン価が88.0 (MON) 以下であること。
  - 4-2-2-3 密度は15℃において0.720g/ml～0.783g/mlであること。
- 4-2-3 競技に使用できるガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および3.0%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。メタノールは検出されないこと。
- 4-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水もしくは一般市販されている冷却水に限られる。
- 4-3 大会特別規則（全日本モトクロス特別規則等）により、ガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

## 付則 18-2 50cc クラスの仕様について (281 ページ～)

### 4 公認車両に対し、下記以外の改造、変更は認められない。

- 4-14 チェンジペダル、ブレーキペダル
- 4-14-1 チェンジペダル、ブレーキペダルは変更または改造ができる。ただし、材質は公認車両と同じかまたは鉄でなければならない。
- 4-15 ホイール  
フロントおよびリヤホイールは、スポークとニップルに限り変更できる。ただし、リムおよびハブ公認車両のものを改造なしで使用しなければならない。スポークとニップルを変更する場合、スポークおよびニップルの取り付け方法と材質は公認車両と同じでなければならない。
- 4-16 ブレーキレバー、クラッチレバー
- 4-16-1 ブレーキレバー、クラッチレバーは変更できる。ただし、材質は公認車両と同じかまたはアルミニウムに限定される。
- 4-17 ドライブチェーン
- 4-17-1 ドライブチェーンは変更できる。ただし、チェーンサイズと材質は公認車両と同じでなければならない。
- 4-18 ドリブン（リヤ）スプロケット
- 4-18-1 ドリブン（リヤ）スプロケットは変更できる。ただし、ドリブン（リヤ）スプロケットの材質は、鉄またはアルミニウムに限定され、公認車両のホイールに改造なしで取り付けられること。

### 第3章 競技会 (39 ページ～)

---

#### 14 競技参加者の適合性

- 14-1 ライダーは常にマシンを安全にコントロールでき、且つ各ポストからの指示（フラッグおよびボード）を確認し的確に判断できる健康状態でなければならない。安全にマシンをコントロール出来ない状態、または的確な判断や確認が出来ない健康状態であると大会審査委員会から判断された場合は、本人または他のライダーに危険を及ぼすことを理由に、当該レース（ウィーク）の出走は認められない。該当ライダー（またはチーム監督）には、該当大会の事務局（内容は担当メディカルドクターから指示）から次大会出場の為の処方指示を記載した通告書が渡される。当該ライダーおよびチーム監督は、該当ライダーが出場する次大会まで（次大会受付時）に、通告書に従った処置（必要により診断書の提出）を行わなければならない。

### 第3章 競技会 (46 ページ～)

---

#### 31 ライダーの健康に関するガイドライン

##### 31-2 脳震盪について

脳震盪は頭部への直接または間接的な衝撃によって起こる脳機能障害です。

特に短期間に二度の脳震盪を起こすことは非常に重大な障害をもたらす恐れがあり、また、症状を抱えたまま走行することは他のライダーに危険を及ぼす恐れがあることから、脳震盪が疑われる場合、医療機関で受診して下さい。

※転倒事故等で脳震盪と診断された選手は、次に出場する大会の主催事務局に脳神経外科で受診し、症状に異常が無いことを証明する診断書を提出しなければ、出場することができません。  
また、公式練習・予選レース・決勝における転倒事故等で脳震盪の疑いのある選手は、当該競技会のレーシングドクターの診断を受け症状に異常が無いことが確認された上で大会審査委員会の許可を得なければ、当日の競技会の出場を拒否される場合があります。

### 第3章 競技会 (46 ページ～)

---

#### 31 ライダーの健康に関するガイドライン

##### 31-4 メディカルパスポート

ライダーおよびチームは競技参加ライダーの健康管理状態を把握するためのメディカルパスポートの記入および管理を行い、メディカルドクターにいつでも提供できる様に、常に携帯しなければならない。

（メディカルパスポートの原紙は MFJ ホームページよりダウンロードして使用して下さい）

[http://www.mfj.or.jp/user/contents/Applications/medical\\_passport/index.html](http://www.mfj.or.jp/user/contents/Applications/medical_passport/index.html)

以上  
MFJ モトクロス委員会